

第 4 4 号議案

専 決 処 分 に つ い て

令和 3 年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について、令和 4 年 3 月 3 1 日付けで専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 4 年 6 月 2 日提出

新宮町長 長 崎 武 利

理 由

令和 3 年度の後期高齢者医療保険料等が確定したことなどのため、令和 3 年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものである。

専決第5号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、
令和3度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算を別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

新宮町長 長崎武利

令和3年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算

令和3年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,420千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ373,077千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月31日提出

新宮町長 長 崎 武 利

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	後期高齢者医療保険料	285,241	△2,420	282,821
	1 後期高齢者医療保険料	285,241	△2,420	282,821
	歳 入 合 計	375,497	△2,420	373,077

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	総務費	23,176	△140	23,036
	1 総務管理費	22,443	△140	22,303
2	後期高齢者医療広域連合納付金	351,850	△1,892	349,958
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	351,850	△1,892	349,958
3	諸支出金	471	△388	83
	1 償還金及び還付加算金	471	△388	83
	歳 出 合 計	375,497	△2,420	373,077

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 総務費	23,176	△140	23,036
2 後期高齢者医療広域連合納付金	351,850	△1,892	349,958
3 諸支出金	471	△388	83
歳 出 合 計	375,497	△2,420	373,077

補正額の財源内訳			
特 定 財 源	一 般 財 源		
国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			△140
			△1,892
			△388
0	0	0	△2,420

2 歳 入

1 款 後期高齢者医療保険料

△2,420千円

1 項 後期高齢者医療保険料

△2,420千円

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 特別徴収保険料	134,116	3,026	137,142
2 普通徴収保険料	151,125	△5,446	145,679
計	285,241	△2,420	282,821

節		説明	
区分	金額		
1 現年度分	千円 3,026	現年度分	千円 3,026
1 現年度分	△4,725	現年度分	△4,725
2 滞納繰越分	△721	滞納繰越分	△721

3 歳 出

1 款 総務費 △140千円

1 項 総務管理費 △140千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	千円 22,443	千円 △140	千円 22,303	千円	千円	千円	千円 △140
計	22,443	△140	22,303	0	0	0	△140

節		説 明
区 分	金 額	
11 役務費	千円 △140	千円 郵便料金 △140

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金 △1,892千円

1 項 後期高齢者医療広域連合納付金 △1,892千円

1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	351,850	△1,892	349,958				△1,892
計	351,850	△1,892	349,958	0	0	0	△1,892

18 負担金補助及 び交付金	△1,892	保険料等負担金 △1,892

3 款 諸支出金 △388千円

1 項 償還金及び還付加算金 △388千円

1 保険料還付 金	471	△388	83				△388
計	471	△388	83	0	0	0	△388

22 償還金利子及 び割引料	△388	還付金及び還付加算金 △388